

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団常勤理事の報酬額に関する規則

平成 31 年 3 月 20 日

31 規 則 第 2 号

改正 令和 2 年 3 月 27 日規則第 2 号 令和 3 年 3 月 26 日規則第 2 号

令和 4 年 3 月 29 日規則第 1 号

(目 的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員並びに役員の報酬等及び費用弁償に関する規程（以下「規程」という。）第 3 条第 2 項に定める常勤理事の報酬の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬額)

第 2 条 常勤理事の報酬は月例報酬及び期末手当とし、その額は別表のとおりとする。

(期末手当の支給対象)

第 3 条 期末手当は、3 月 1 日、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在任する常勤理事（ただし、基準日に新たに就任した者を除く。）に対して支給する。

(期末手当の額の算定)

第 4 条 常勤理事の期末手当の額は、別表に定める月例報酬額に 100 分の 120 を乗じた額に、3 月に支給する場合においては 100 分の 25、6 月に支給する場合においては 100 分の 115、12 月に支給する場合においては 100 分の 120 を乗じて得た額とする。

(委 任)

第 5 条 規程及びこの規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日規則第 2 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日規則第 2 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日規則第 1 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表

月例報酬額	期末手当年度総額	年度総額
442,611円	1,380,945円	6,692,277円